

## 1 事業の目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもたちが健やかに育成される環境を整備するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組を推進することを目的とする。

## 2 実施主体

実施主体は北海道（総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。））とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

## 3 事業の対象者等

### (1) 対象世帯

本事業の対象世帯は、各総合振興局等の管内町村に居住する生活保護世帯又は生活困窮世帯とする。

なお、本事業において、生活困窮世帯とは、支援を必要とする子どもの親又はその子どもを監護する者（以下「保護者等」という。）が生活困窮者自立相談支援事業を利用している世帯で、その世帯の状況が次のいずれかに該当する場合とする。

ア 本事業の支援対象年度において、就学援助の対象世帯であること。

イ 本事業の支援対象年度において、児童扶養手当の全額を受給している世帯であること。

ウ 年度途中で生活保護が廃止された世帯のうち、廃止の時点で本事業を利用していた世帯であること。

エ 前各号に準ずる世帯として、総合振興局等が認める世帯であること。

### (2) 事業の対象者

本事業の対象者は、3の(1)の対象世帯の子ども（小学生、中学生、高校生等及び就学や就労をしていない15歳以上20歳未満の子どもに限る。以下同じ。）及びその保護者等とする。

## 4 支援対象者の決定

### (1) 生活保護世帯の場合

福祉事務所は、3の(2)の対象者のうち、本事業の利用が必要と考えられる子ども（以下「支援候補者」という。）の保護者等に委託事業者から事業内容の説明を受けることの同意を得る。

委託事業者は、支援候補者及び保護者等（以下「支援候補者等」という。）に事業内容を説明し、アセスメントを行い、個別支援計画を作成する。

支援候補者等は、個別支援計画の内容に同意した場合は、利用申込書を提出する。

総合振興局等は、利用申込書の内容を確認の上、支援候補者等を支援対象者として決定する。

### (2) 生活困窮世帯の場合

4の(1)の規定は、生活困窮世帯の場合について準用する。この場合において、「福祉事務所」とあるのは生活困窮者自立相談支援事業実施要領に規定される「自立相談支援

機関」と読み替えるものとする。

なお、自立相談支援機関は、支援候補者等が利用申込書を提出する場合は、その世帯が3の(1)の対象世帯に該当することを確認するとともに、本事業の利用について「自立相談支援事業実施要領」4の(2)のプランに盛り込むこととする。

### (3) 委託事業者が相談等を受けた場合

委託事業者が、事業の利用希望者からの相談等を受けた場合は、生活保護世帯の場合は福祉事務所を、生活困窮世帯の場合は自立相談支援機関を経由して申込等を行うことを説明し、了解を得た上で、福祉事務所又は自立相談支援機関に情報提供し、上記(1)又は(2)により取り扱うこととする。学校、教育委員会又は民生委員などの関係機関や地域住民等から、利用希望者や支援すべき者の紹介があった場合も同様とする。

## 5 支援期間

支援期間は4月～3月を基本とし、支援対象者等の決定は年度ごとに行うものとする。

## 6 事業内容

### (1) 実施内容

本事業は、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、次のア～カに掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

#### ア 学習支援

- ・高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し

#### イ 居場所の提供

- ・日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供

#### ウ 進路相談等

- ・個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供

#### エ 高校中退防止のための支援

- ・個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー

#### オ 親等に対する養育支援

- ・子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供

#### カ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

### (2) 実施方法

支援対象者の状況や地域の実情に応じ、また、タブレット等ICT機器を活用したうえで、次のア～エに掲げる類型を適宜組み合わせる。なお、エの類型のみでの実施は認められない。

#### ア 訪問型支援

- ・週1回程度、支援対象者の自宅を訪問し、支援を行う。

#### イ 拠点型支援

- ・週1回程度、拠点（支援場所）に集合し、支援を行う。

#### ウ 通信型支援

- ・月1回程度、郵送又はメール等を活用し、支援を行う

## エ 集中型支援

- ・夏休みや冬休み期間などに、スクーリング形式など、集中的に支援を行う。

### (3) ボランティアの活用等

事業実施に当たっては、ボランティアの活用や、地域で学習支援や子どもの居場所づくり等の取組を行う事業者や団体等との連携に努めることとする。

なお、ボランティアに対して報償費（謝金）を支払う場合、その額については、交通費実費程度（車賃の場合、1キロメートルにつき37円）を想定しているが、地域の実情などに応じて、事業者が総合振興局等と協議の上、適正な額で実施するものとする。

### (4) 個別支援計画の見直し及び支援実績の評価、報告

委託事業者は、4の（1）及び（2）で作成した個別支援計画の内容について、必要に応じて中間評価及び計画の見直しを行うこととする。また、支援期間終了時には、支援対象者ごとの支援実績（支援経過及び効果等）を総合振興局等及び自立相談支援機関（生活困窮世帯についてのみ）へ文書により報告する。

なお、上記のほか、総合振興局等及び自立相談支援機関は、支援状況等について随時委託事業者から報告を受け、必要な情報を共有するものとする。

### (5) 相談支援体制の強化事業

新型コロナウイルス感染症の発生を契機に生活困窮者への支援ニーズが増大したこと等を踏まえ、当面の間、以下の取組を実施する。

#### ①オンライン相談・支援の推進

タブレット端末やWi-Fi機器などを購入し、拠点に通えない利用者への貸与や遠隔地のボランティア講師が活用するなど、学習支援の効率的な運用やオンライン相談等を推進する。

## 7 留意事項

- (1) 教育委員会、学校、児童相談所、民生・児童委員協議会、地域のボランティア団体等との連携や調整を行うこと。
- (2) 必要に応じ、子どもと親等の双方に必要な支援を行うことを検討すること。
- (3) 生活保護世帯については福祉事務所と、生活困窮世帯については自立相談支援機関との連携や調整に配慮すること。
- (4) 支援対象者が被災した場合に備え、適切な保険に加入するものとするが、本人が保険に加入しているなど必要な補償が受けられる状態となっている場合や、通信型など支援対象者の自宅以外での支援を実施しない場合はこの限りではない。
- (5) 本事業は社会福祉事業に該当しないものであり、社会福祉法人が本事業を実施する場合は、公益事業の範囲に含まれると解されること。
- (6) 民間団体が本事業を実施する場合、委託料の対象経費の支出に係る証拠書類（領収書等）を保管するとともに、総合振興局等が別途示す必要書類を備えることとする。
- (7) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (8) 本事業は生活困窮者自立支援法第7条第2項第2号に規定される事業であり、本要領のほか、厚生労働省の発出する関係通知や法令解釈等を参照し、事業を実施すること。

学習・生活支援事業個別支援計画及び利用申込書（標準例）

支援対象者名	
支援形式	
その他	

1 支援開始時の現状と課題

学習面における現状と課題	
環境面や対人関係における課題	
その他（支援への要望等）	

2 支援目標

学習面における目標	
環境面や対人関係における目標	

〇〇総合振興局（振興局）長 様

上記個別支援計画及び本事業の支援内容に同意の上、本事業への参加を申し込みます。

年 月 日

保護者	氏名
支援対象者	氏名
	学校名・学年

学習・生活支援事業個別支援計画の見直しについて（標準例）

支援対象者名	
支援形式	
その他	
計画見直し時期	年 月の支援から

1 支援開始時の現状と課題

	前回の計画策定時の概要		目標の達成状況 又は課題
	現状と課題	支援目標	
学習面			
環境面や対人関係面			

2 新たな支援目標

学習面における目標	
環境面や対人関係における目標	

上記個別支援計画の見直し及び本事業の支援内容に同意します。

年 月 日

保護者	氏名
支援対象者	氏名
	学校名・学年